

令和 7 年 6 月 23 日
 子ども・若者部
 児童相談支援課

乳幼児短期緊急里親モデル事業の実施について

令和 7 年 4 月からの「社会的養育推進計画（中間見直し）」において、愛着形成に重要な時期である 3 歳未満の乳幼児の一時保護については、家族と同様の養育環境での保護ができるように、乳幼児短期緊急里親事業を令和 7 年度から試行実施することを掲げている。

計画に基づき、乳幼児短期緊急里親モデル事業を実施する予定で準備を進めていることから、準備状況について報告する。

1. 目的

一時保護についても、代替養育の場という性格を有することから、家庭養育優先原則を踏まえ、特に乳幼児については、愛着形成のために特定の大人が安定して関わるができる里親家庭に委託することが望ましいとされている。そのため、急な受け入れに対応できる緊急里親を確保し、乳幼児を緊急で一時保護する必要が生じた際に、迅速な受け入れを可能とする。

2. モデル事業の概要

項 目	内 容
緊急里親の数	世田谷区の養育家庭から 4 家庭を選定
待機料	月額 10 万円
休息日	月 4 日（事前届け出）
受託中の休息日	月 2 日程度
事業の検証等	モデル事業の実施状況を踏まえ、令和 8 年度に検証予定

3. 実施体制

関係機関等	役 割
児童相談所	・乳幼児の一時保護の決定【子ども担当】 ・一時保護委託中の里親養育の支援（訪問、相談等）【里親担当】 ・家庭復帰に向けた実親子支援、里親等委託に向けた調整等
里親支援センター	・乳幼児短期緊急里親の研修、一時保護委託中の里親養育の支援（訪問、相談等）
里親支援専門相談員	・受託中の里親の訪問支援、里親等委託に向けた乳幼児のアセスメント等
児童相談支援課 （里親等委託推進専門員）	・乳幼児短期緊急里親の確保、委託契約、休息日の管理 ・必要物品の確保、関係機関の調整、受入れ調整、養育サポート